

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
<b>第1項 災害対策組織計画</b> 1. 災害対策組織の設置 2. 市警戒本部及び市災对本部の運営 3. 本部設置時の措置 4. 市災对本部機能の代替	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
<b>第2項 職員配備計画</b> 1. 配備体制の確立 2. 職員の動員 3. 職員の服務	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 各班
<b>第3項 地震時の初動体制・活動</b> 1. 指揮・命令系統 2. 初動活動	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各対策部

#### 第1項 災害対策組織計画

##### 1. 災害対策組織の設置

###### (1) 災害対策組織の設置基準

市長は、市の地域において大規模な地震が発生し又は発生するおそれがある場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「情報連絡本部」及び「宮崎市災害警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）並びに「宮崎市災害対策本部」（以下「市災对本部」という。）を設置する。

各本部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例  
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

#### ■災害対策組織の設置基準等

災害対策組織	設置基準	配備体制
情報連絡本部 （本部長：危機管理課長）	<b>〔準予備配備〕</b> 準予備配備とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課に要請し、関係職員によつ	準予備配備 又は予備配備

災害対策組織	設置基準	配備体制
	<p>てとる予備配備に準じる体制とする。</p> <p>○市内で震度5弱の地震が発生した場合</p> <p>○県内（市内を除く）で震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合</p> <p>※危機管理課職員は、市内で震度4の地震が発生した場合は、参集し情報の収集を図る。</p> <p>【予備配備】</p> <p>○市内で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</p> <p>○市内で震度3以上の地震が多発している場合</p> <p>○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合</p>	
災害警戒本部 （本部長：危機管理部長）	<p>○市内で震度5強の地震が発生し、被害が予想される場合</p> <p>○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めた場合</p>	警戒配備
災対本部（本部長：市長）	<p>○市内で震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>○その他地震に関する災害で市長（本部長）が必要と認めた場合</p>	警戒配備、非常又は特別非常配備

注）配備体制は状況により人員を増減する。

## （2）市警戒本部及び市災対本部の設置場所

市警戒本部及び市災対本部の本部対策室は、本庁舎4階災害対策本部室に設置する。ただし、市警戒本部及び市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は次の順位で設置する。

### ■市警戒本部及び市災対本部の設置順位

- |  |
|--|
| <p>①本庁舎4階災害対策本部室</p> <p>②消防局</p> <p>③宮崎市民プラザ</p> |
|--|

なお、令和8年度に現消防局及び北消防署庁舎の移転を予定していることから、移転後の「②消防局」における市警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、庁舎棟3階の災害対策室（約154㎡）とし、必要な面積及び設備を整備する。

## （3）各本部の設置手順

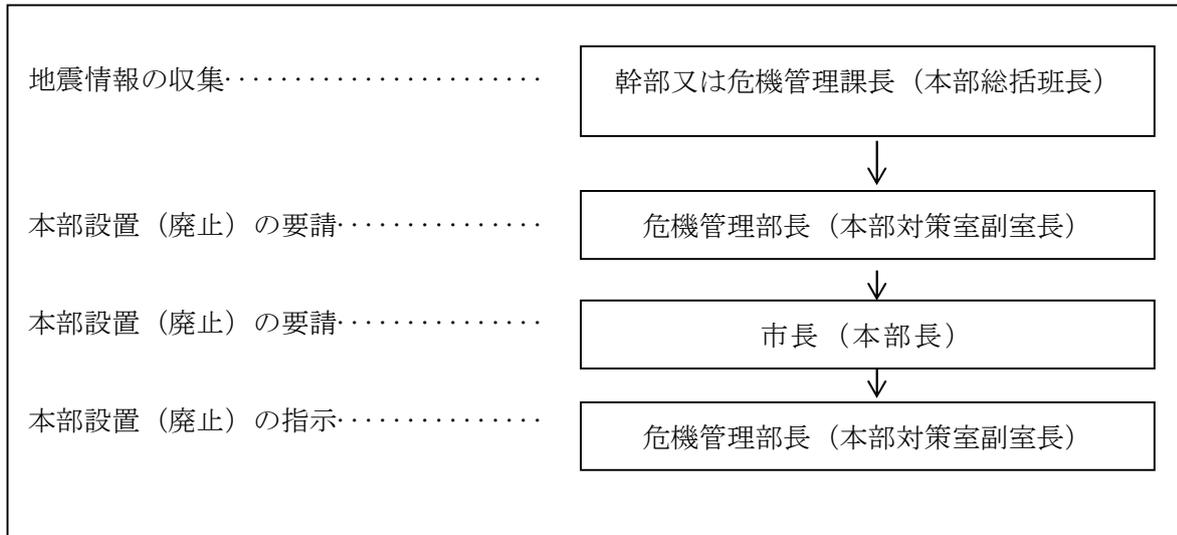
各本部は、次の手順により設置する。

### 1) 勤務時間内における本部設置の手順

本部の設置は、原則として次の経路で決定する。緊急を要する場合は、防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても本部を設置できる。

### ■本部設置の流れ（勤務時間内）

- |   |
|---|
| <p>○幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は危機管理課長（本部総括班長）は、本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）に対して本部設置を要請する。</p> <p>○危機管理部長は、本部設置の要請があった場合又はその他の情報により本部設置が必要と認めた場合は、危機管理課長（本部総括班長）及び警防課長（警防班長）と協議のうえ、市長（本部長）に本部設置を要請する。</p> |
|---|



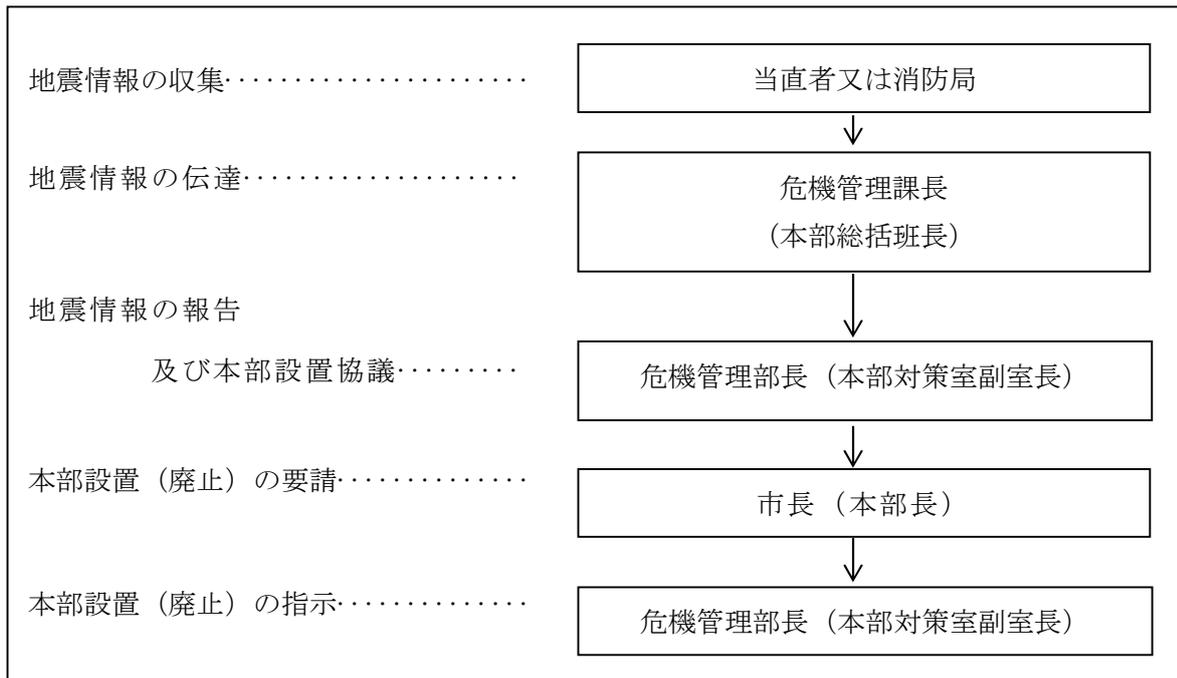
2) 夜間・休日における本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の流れで決定する。なお、連絡がとれない場合は、担当者の判断で本部設置を決定し、連絡が付き次第、事後承諾をとる。

■本部設置の流れ（夜間・休日）

- 当直者又は消防局は、地震情報を入手した場合、危機管理課長（本部総括班長）に連絡をする。
- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長（本部対策室副室長）と協議する。
- 本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）は市長（本部長）に対して本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、本部設置の基準等に該当しているとき又は設置の必要があると認められたときは、本部の設置を決定する。

■夜間・休日の設置（廃止）手順



(4) 支部及び現地における災害対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、人員を派遣する。

(5) 県警察及び自衛隊連絡要員の派遣協力要請

本部対策室は、災害による被害が甚大である等により県警察及び自衛隊との円滑な連絡調整を図る必要がある場合は、県警察及び自衛隊に対し連絡員（リエゾン）の派遣協力を要請する。

(6) 情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等の廃止基準

本部長は、次の場合は本部を廃止する。なお、災害応急対策から災害復旧・復興支援について継続した対応が必要と認められるときは、市災害対策本部から市災害復旧対策本部へ災害対策業務を移行する（第4章 災害復旧・復興計画を参照）。

■各本部の廃止基準

- |                                    |
|------------------------------------|
| ○本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき |
| ○災害応急対策が概ね完了したとき                   |
| ○その他、市長が本部を継続する必要がないと認めたとき         |

(7) 各本部の設置又は廃止の通知

本部総括班長は、情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メール
各支部	電話、FAX、デジタルMCA無線・IP無線、携帯メール
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAX
防災上重要な機関	電話、FAX

2. 市警戒本部及び市災対本部の運営

(1) 本部組織の組織

市警戒本部は、市災対本部の組織に準じ、本部対策室、支部、各部、各班を編成し、運営する。ただし、本部対策室の室長は「危機管理部長」、副室長は「危機管理課長」とする。

(2) 市災対本部の組織・運営

市災対本部は、宮崎市災害対策本部条例及び宮崎市災害対策本部運営要領の規定にしたがって運営する。市災対本部の運営概要は、次のとおりである。

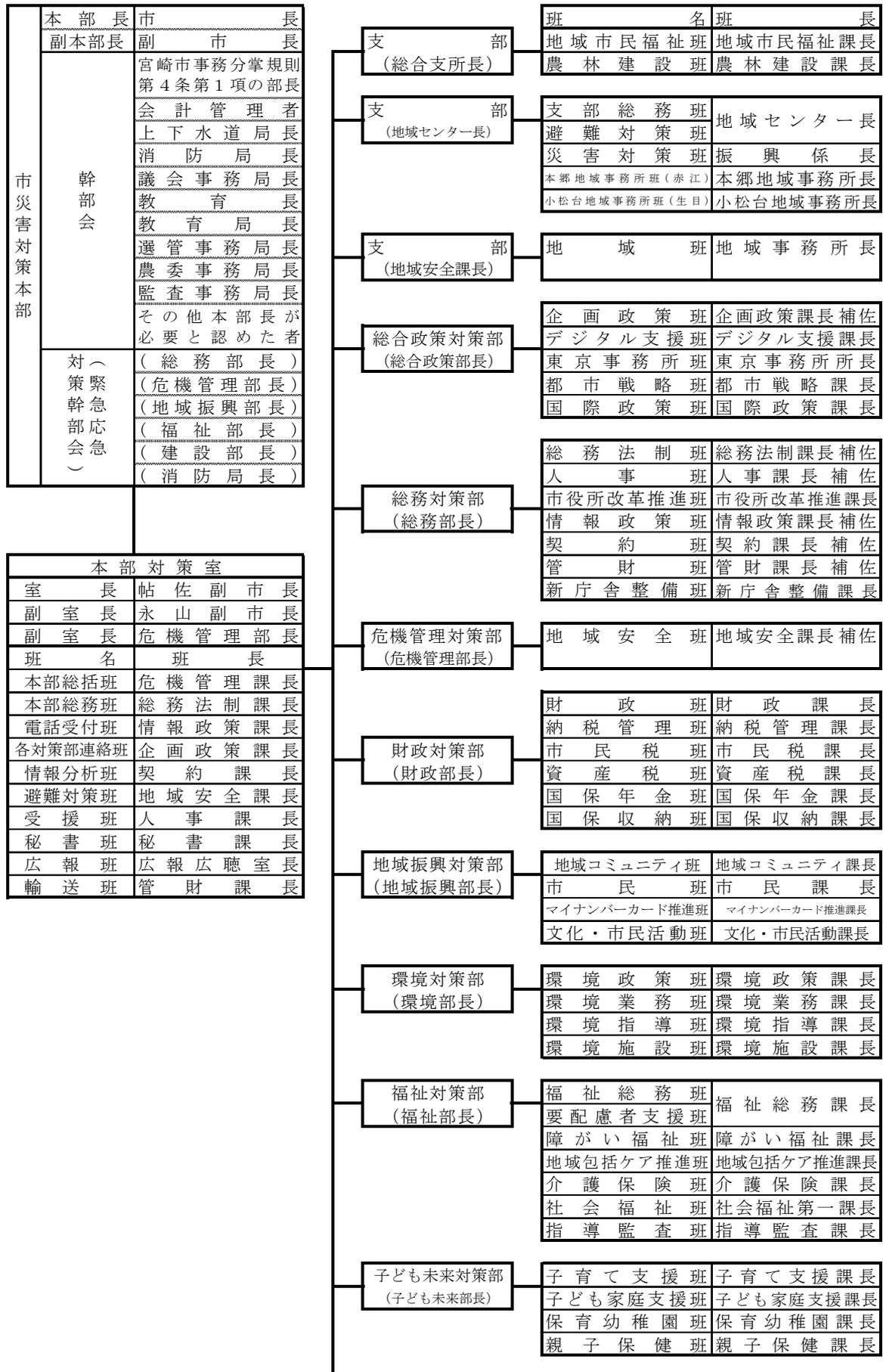
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

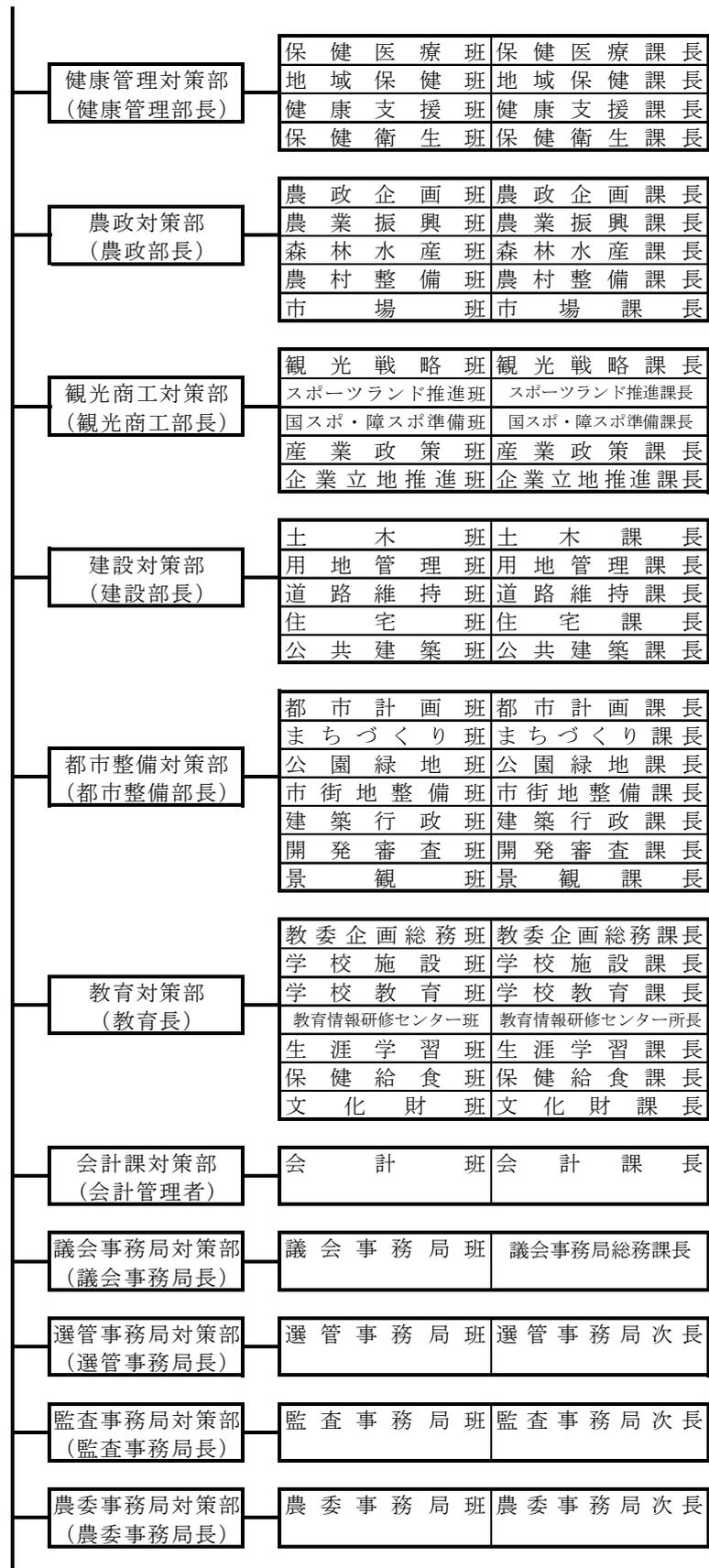
■市災対本部の運営概要

組織等		職務等
本部組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○応急対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に応急対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長（総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副本部長を置く。副本部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (1/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (2/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (3/3)



(3) 市災对本部の分掌事務

各班長は、別に定める「宮崎市災害時配備員名簿」に基づき班員の招集を行う。各班員は、配備された各班長の指揮のもと、その分掌事務を行う。

市災对本部の分掌事務は、次表に示すとおりである。

■分掌事務 (1/14)

部名	班名	分掌事務
本部 対策室	本部 総括班 班長：危機管理課長	1. 災害対策の総括・指示に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 関係機関に対する協力要請に関すること 5. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 罹災証明に関すること
	本部 総務班 班長：総務法制課長	1. 部の庶務に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会、その他関係機関との連絡に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策活動の記録に関すること 5. 県などへの被害報告に関すること 6. その他他部、他班に属さないこと
	電話受付班 班長：情報政策課長	1. 市民からの電話受付に関すること
	各対策部連絡班 班長：企画政策課長	1. 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 2. 各対策部及び各支部との災害応急対策の伝達、報告、とりまとめに関すること
	情報分析班 班長：契約課長	1. 気象警報の収集及び伝達に関すること 2. 大淀川洪水予報の収集及び伝達に関すること 3. 気象情報、河川情報等の分析に関すること 4. 災害状況の収集及び伝達に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 関係機関からの問い合わせに関すること 7. 通信、鉄道被害情報の収集に関すること
	避難対策班 班長：地域安全課長	1. 各支部の避難対応についての連絡調整に関すること 2. 被災者及び避難者の給食の調達に関すること 3. 生活必需品の調達に関すること 4. 協定に基づく物資調達の要請に関すること
	秘書班 班長：秘書課長	1. 本部長室の設営に関すること 2. 本部長、副本部長の秘書に関すること 3. 本部長、副本部長の災害視察に関すること 4. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 5. その他、本部長の特命に関すること

■分掌事務 (2/14)

部名	班名	分掌事務
本部 対策室	広 報 班 班長：広報広聴室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害情報、被害状況等の広報に関する事</li> <li>2. 被害写真の収集に関する事</li> <li>3. 報道機関に対する災害情報等の発表に関する事</li> <li>4. 記者会見等の実施に関する事</li> <li>5. 庁内への情報提供に関する事</li> <li>6. コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した災害情報の提供に関する事</li> <li>7. 市民及び職員への災害情報配信に関する事</li> <li>8. その他、市民向け情報提供に関する事</li> </ol>
	受 援 班 班長：人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部対策室各班への協力に関する事</li> </ol> 以下「市災害時受援計画」発動時 <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 応援状況の全体調整に関する事</li> <li>3. 人的支援要請内容の集約に関する事</li> </ol>
	輸 送 班 ( 受 援 班 ) 班長：管財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者の車両輸送に関する事</li> <li>2. 災害用非常物資の運搬に関する事</li> <li>3. 被災者に対する物資配付に関する事</li> <li>4. 緊急輸送車両の手続きに関する事</li> <li>5. 協力協定による輸送車両の確保に関する事</li> <li>6. 本部対策室各班への協力に関する事</li> </ol> 以下「市災害時受援計画」発動時 <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 物的支援要請内容の集約に関する事</li> <li>8. 開設する地域内輸送拠点の決定に関する事</li> </ol>
支部 (各総合支所) ④	地 域 市 民 福 祉 班 班長：地域市民福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支部の庶務に関する事</li> <li>2. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事</li> <li>3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに住民への広報に関する事</li> <li>4. 各班との連絡調整に関する事</li> <li>5. 所属部員の動員に関する事</li> <li>6. 消防団との連絡調整に関する事</li> <li>7. 災害資料の作成及び災害記録に関する事</li> <li>8. 防災無線の運用に関する事</li> <li>9. 庁内の非常用の電気及び電話に関する事</li> <li>10. 指定避難所の開設及び連絡調整に関する事</li> <li>11. 被災地、指定避難所に必要な救助食糧、物資の調達確保・輸送に関する事</li> <li>12. 罹災証明に関する事</li> <li>13. 支部地域の気象情報の収集、連絡及び広報に関する事</li> <li>14. 各班からの被害状況、災害写真等のとりまとめに関する事</li> <li>15. 本部対策室との連絡調整に関する事</li> <li>16. 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の連絡調整に関する事</li> <li>17. 管内教育施設（小中学校を除く）の被害調査、被害状況の報告及び災害発生状況の記録に関する事</li> <li>18. 市民からの要請に関する事</li> <li>19. 災害救助法に関する事</li> <li>20. 要配慮者支援に関する事</li> <li>21. 各班の要請に基づく災害対応業務支援に関する事</li> </ol>

■分掌事務 (3/14)

部名	班名	分掌事務
支部 (各総合支所) ④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>22. 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>23. 人的及び住家等の被害調査に関する事</li> <li>24. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧品の供与に関する事</li> <li>25. 生活必需品の供給と配付に関する事</li> <li>26. その他、他班の所管に属さない事</li> </ul>
	農林建設班 班長：農林建設課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設等の被害状況調査に関する事</li> <li>2. 農林作物及び家畜の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>3. 被災農家等への災害融資指導に関する事</li> <li>4. 農地及び林地等の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>5. 湛水防除に関する事 (佐土原総合支所)</li> <li>6. 公園等の被害状況調査に関する事</li> <li>7. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>8. 準用河川等の水防活動に関する事</li> <li>9. 交通規制の措置に関する事</li> <li>10. 障害物除去に関する事</li> <li>11. 農業用施設 (農業用水・排水施設、農道、ため池、ダム等)の災害対策及び被害調査に関する事</li> </ul>
支部 (各地域センター) ⑥	支部総務班 班長：地域センター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 支部の庶務に関する事</li> <li>2. 所属部員の招集に関する事</li> <li>3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事</li> <li>4. 本部対策室との連絡調整に関する事</li> <li>5. 消防団との連絡調整に関する事</li> <li>6. 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>7. 人的及び住家等の被害調査に関する事</li> <li>8. 本郷地域事務所への職員派遣に関する事 (赤江地域センター)</li> <li>9. 罹災証明に関する事</li> </ul>
	災害対策班 班長：振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害現地調査に関する事</li> <li>2. 災害対策の伝達、報告に関する事</li> <li>3. 農林水産物の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>4. 農林水産業用施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> </ul>
	避難対策班 班長：地域センター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 管内指定避難所の開設及び安全利用に関する事</li> <li>2. 避難者の収容保護に関する事</li> <li>3. 本部対策室避難対策班との連絡調整に関する事</li> <li>4. 指定避難所の実態把握に関する事</li> <li>5. 被災者及び避難者の給食の配付に関する事</li> <li>6. 生活必需品の供給と配付に関する事</li> <li>7. 被災者への炊き出し及び食糧品の供与に関する事</li> <li>8. 要配慮者支援に関する事</li> </ul>
	本郷地域事務所班 (赤江地域センター支部) 班長：本郷地域事務所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事</li> <li>2. 災害現地調査に関する事</li> <li>3. 災害対策の伝達、報告に関する事</li> <li>4. 被災者及び避難者への支援に関する事</li> </ul>

■分掌事務 (4/14)

部名	班名	分掌事務
	小松台地域事務所班 (生目地域センター支部) 班長：小松台地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 2. 災害現地調査に関すること 3. 災害対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること
支部 (各地域事務所) ⑪	地域班 班長：地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること(総務) 2. 本部対策室との連絡調整に関すること(総務) 3. 消防団との連絡調整に関すること(総務) 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること(総務) 5. 災害現地調査に関すること(災害対策) 6. 災害対策の伝達、報告に関すること(災害対策) 7. 管内指定避難所の開設及び実態把握に関すること(避難対策) 8. 被災者及び避難者への支援に関すること(避難対策) 9. 要配慮者支援に関すること(避難対策) 10. 行方不明者の捜索に関すること
総合 政策 対策 部	企画政策班 班長：企画政策課長 補佐	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 中央情勢の収集及び伝達に関すること 5. 災害対策要望書等の作成配付に関すること 6. 政府、国会、県等への報告、陳情に関すること 7. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 8. 市周辺部情勢の収集及び伝達に関すること 9. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること 10. 公共交通機関の被害状況に関すること
	デジタル支援班 班長：デジタル支援課長	1. 部内の応援に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	東京事務所班 班長：東京事務所長	1. 国会、中央官庁及び駐日外国公館との連絡調整に関すること
	都市戦略班 班長：都市戦略課長	1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	国際政策班 班長：国際政策課長	1. 日本語が不自由な外国人への情報提供に関すること
総務 対策 部	総務法制班 班長：総務法制課長 補佐	1. 公用令書等の発行に関すること 2. 漂流物及び難破船に関すること 3. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること 4. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室情報分析班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (5/14)

部名	班名	分掌事務
総務 対策 部	人 事 班 班長：人事課長補佐	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害派遣職員の身分取り扱いに関する事 5. 職員の勤務及び給食に関する事 6. 罹災職員の調査に関する事 7. 避難者の給食の調達に関する事 8. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 9. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事
	市役所改革推進班 班長：市役所改革推進課長	1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	情 報 政 策 班 班長：情報政策課長補佐	1. 情報システム及びネットワークの対策に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関する事 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関する事
	契 約 班 班長：契約課長補佐	1. 部内各班の応援に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関する事 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 5. 本部対策室広報班への職員派遣に関する事 6. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事 7. 木花地域センター支部への職員派遣に関する事
	管 財 班 班長：管財課長補佐	1. 庁舎の整備、庁内停電時の対策に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
	新 庁 舎 整 備 班 班長：新庁舎整備課長	1. 部内の応援に関する事
危機管理 対策部	地 域 安 全 班 班長：地域安全課長補佐	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
財 政 対 策 部	財 政 班 班長：財政課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害対策の予算に関する事 5. 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関する事
	納 税 管 理 班 班長：納税管理課長	1. 災害による市税の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 赤江地域センター支部（本郷地域事務所班）及び住吉地域センター支部への職員派遣に関する事
	市 民 税 班 班長：市民税課長	1. 災害による市県民税の減免に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 赤江・生目地域センター支部への職員派遣に関する事

■分掌事務 (6/14)

部名	班名	分掌事務
財政 対 策 部	資 産 税 班 班長：資産税課長	1. 災害による固定資産税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 北地域センター支部への職員派遣に関すること 4. 小戸・大塚地域事務所支部への職員派遣に関すること
	国 保 年 金 班 班長：国保年金課長	1. 災害による保険税、一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 災害による国民年金保険料の免除に関すること 4. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること 5. 生目地域センター支部（小松台地域事務所班）への職員派遣に関すること
	国 保 収 納 班 班長：国保収納課長	1. 災害による保険税の徴収猶予に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること
地 域 振 興 対 策 部	地域コミュニティ班 班長：地域コミュニ ティ課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	市 民 班 班長：市民課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関すること 2. 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に関すること 3. 行方不明者の捜索に関すること 4. 中央東・東大宮・檜・大淀・大塚・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること
	マイナンバー カード推進班 班長：マイナンバー カード推進課長	1. 部内の応援に関すること
	文化・市民活動班 班長：文化・市民活 動課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 災害時におけるボランティアの受入れに関すること 3. ボランティア総合窓口の設置運用に関すること 4. 災害ボランティア本部並びにセンターの設置運用に関する こと
環 境 対 策 部	環 境 政 策 班 班長：環境政策課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 防疫に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 遺体の処理に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 9. 木花地域センター支部への職員派遣に関すること

■分掌事務 (7/14)

部名	班名	分掌事務
環境対策部	環境業務班 班長：環境業務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地におけるごみの収集運搬に関すること</li> <li>被災地におけるし尿の収集運搬に関すること</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>部内の応援に関すること</li> </ol>
	環境指導班 班長：環境指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>部内の応援に関すること</li> <li>建築物の災害対策指導に関すること(アスベスト対策に限る)</li> <li>青島地域センター支部への職員派遣に関すること</li> </ol>
	環境施設班 班長：環境施設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>部内の応援に関すること</li> <li>被災地におけるし尿の処理に関すること</li> <li>ごみ処理に関すること</li> <li>北地域センター支部への職員派遣に関すること</li> </ol>
福祉対策部	福祉総務班 班長：福祉総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>所属部員の招集に関すること</li> <li>部内事務の連絡調整に関すること</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>人的及び住家等の被害調査の総括集計に関すること。</li> <li>災害救助法に関すること</li> <li>各種団体への災害奉仕協力要請に関すること</li> <li>本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること</li> </ol>
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助物資の調達及び配布に関すること</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関すること</li> <li>災害救助法に関すること</li> <li>要配慮者支援に関すること</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>各種団体への災害奉仕協力要請に関すること</li> <li>住吉地域センター支部への職員派遣に関すること</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関すること</li> </ol>
	地域包括ケア推進班 班長：地域包括ケア推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助物資の調達及び配付に関すること</li> <li>要配慮者支援に関すること</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関すること</li> <li>各種団体への災害奉仕協力要請に関すること</li> <li>災害救助法に関すること</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>東大宮地域事務所支部への職員派遣に関すること</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関すること</li> </ol>
	介護保険班 班長：介護保険課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助物資の調達及び配付に関すること</li> <li>要配慮者支援に関すること</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関すること</li> <li>各種団体への災害奉仕協力要請に関すること</li> <li>災害救助法に関すること</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること</li> <li>小松台地域事務所支部への職員派遣に関すること</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関すること</li> </ol>

■分掌事務 (8/14)

部名	班名	分掌事務
福祉 対策 部	社会福祉班 班長：社会福祉第一課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災被保護世帯等の措置に関する事</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関する事</li> <li>小戸・大宮・檜地域事務所支部への職員派遣に関する事</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関する事</li> </ol>
	指導監査班 班長：指導監査課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>部内の応援に関する事</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関する事</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関する事</li> </ol>
	要配慮者支援班 班長：福祉総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関する事</li> <li>福祉避難所の連絡調整に関する事</li> </ol>
子ども 未来 対策 部	子育て支援班 班長：子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関する事</li> <li>所属部員の招集に関する事</li> <li>部内事務の連絡調整に関する事</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関する事</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関する事</li> </ol>
	子ども家庭支援班 班長：子ども家庭支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>部内の応援に関する事</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関する事</li> <li>人的及び住家等の被害調査に関する事</li> <li>要配慮者（妊産婦）支援に関する事</li> </ol>
	保育幼稚園班 班長：保育幼稚園課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>人的及び住家等の被害調査に関する事</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>保育所等の閉鎖及び幼児の避難に関する事</li> <li>小戸・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関する事</li> </ol>
	親子保健班 班長：親子保健課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事</li> <li>指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>要配慮者（小慢）支援に関する事</li> <li>指定避難所・被災地における保健活動に関する事</li> <li>要配慮者支援班への職員派遣に関する事</li> </ol>
健康 管理 対策 部	保健医療班 班長：保健医療課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関する事</li> <li>所属部員の招集に関する事</li> <li>部内事務の連絡調整に関する事</li> <li>救護所（応急救護所を含む）の設置に関する事</li> <li>医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害協定に基づく医薬品等の流通備蓄の確保に関する事</li> <li>医療機関の被害調査に関する事</li> <li>所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>保健所各班の連絡調整及び応援に関する事</li> <li>保健所各班に属しないこと</li> <li>県保健医療福祉調整本部と本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事</li> </ol>

■分掌事務 (9/14)

部名	班名	分掌事務
健康 管理 対策 部	地 域 保 健 班 班長：地域保健課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事</li> <li>2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事</li> <li>3. 指定避難所・被災地における保健活動に関する事（活動班の編成に関する事を含む）</li> <li>4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>5. その他保健所各班の応援に関する事</li> </ol>
	健 康 支 援 班 班長：健康支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事</li> <li>2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事</li> <li>3. 指定避難所・被災地における保健活動に関する事</li> <li>4. 要配慮者（難病）支援に関する事</li> <li>5. その他保健所各班の応援に関する事</li> </ol>
	保 健 衛 生 班 班長：保健衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定避難所の衛生確保（環境政策班・上下水道対策部に関するものを除く）及び食中毒対策に関する事</li> <li>2. 被災地における食品、生活衛生及び飲用井戸水等の衛生確保に関する事</li> <li>3. 被災地域における動物の保護に関する事</li> <li>4. その他保健所各班の応援に関する事</li> </ol>
農 政 対 策 部	農 政 企 画 班 班長：農政企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部の庶務に関する事</li> <li>2. 所属部員の招集に関する事</li> <li>3. 部内事務の連絡調整に関する事</li> <li>4. 被災農家等への災害融資指導に関する事</li> <li>5. 農林水産関係被害の総括に関する事</li> </ol>
	農 業 振 興 班 班長：農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農産物及び家畜の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>2. 農業施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> </ol>
	森 林 水 産 班 班長：森林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 林水産物の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>2. 林水産業施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>4. 流木対策に関する事</li> <li>5. 在港船舶対策に関する事</li> </ol>
	農 村 整 備 班 班長：農村整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>2. 農業用施設（農業用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>3. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事</li> </ol>
	市 場 班 班長：市場課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設、商品の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>2. 非常用生鮮食糧品の確保に関する事</li> <li>3. 部内の応援に関する事</li> </ol>

■分掌事務 (10/14)

部名	班名	分掌事務
観光 商工 対策 部	観光戦略班 班長：観光戦略課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 観光施設等の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事
	スポーツランド推進班 班長：スポーツランド推進課長	1. 部内の応援に関する事 2. 所管施設の指定避難所開設に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事
	国スポ・障スポ準備班 班長：国スポ障スポ準備課長	1. 部内の応援に関する事 2. 生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事
	産業政策班 班長：産業政策課長	1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 消費生活相談に関する事 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事
	企業立地推進班 班長：企業立地推進課長	1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事
建設 対策 部	土木班 班長：土木課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 土木関係被害の総括集計に関する事 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害対策及び被害調査に関する事 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	用地管理班 班長：用地管理課長	1. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事 2. 部内の応援に関する事
	道路維持班 班長：道路維持課長	1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関する事 2. 道路等の被害調査に関する事 3. 交通規制の措置に関する事 4. 労務及び資機材の調達、管理に関する事 5. 道路上の障害物の除去に関する事
	住宅班 班長：住宅課長	1. 応急仮設住宅建設の決定に関する事 2. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関する事 3. 被災者への市営住宅の提供に関する事
	公共建築班 班長：公共建築課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 住宅の応急修理の実施の決定に関する事 3. 応急仮設住宅の建設に関する事 4. 公共施設（建築）関係の障害物の除去に関する事 5. 公共施設（建築）の応急修理の実施に関する事 6. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事

■分掌事務 (11/14)

部名	班名	分掌事務
都市整備対策部	都市計画班 班長：都市計画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 水門等の災害対策に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	まちづくり班 班長：まちづくり課長	1. 部内の応援に関すること
	公園緑地班 班長：公園緑地課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 所管施設の障害物の除去、応急措置に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	市街地整備班 班長：市街地整備課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水門等の災害対策に関すること
	建築行政班 班長：建築行政課長	1. 災害復興住宅融資の適用指導に関すること 2. 建築物の災害対策指導に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	開発審査班 班長：開発審査課長	1. 水門等の災害対策に関すること
教育対策部	教委企画総務班 班長：教委企画総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 6. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校施設班 班長：学校施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校教育班 班長：学校教育課長	1. 児童・生徒の避難に関すること 2. 学校の臨時休業等の措置に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 被災児童・生徒の応急教育に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	教育情報研修センター班 班長：教育情報研修センター所長	1. 学校情報機器類の災害対策及び被害調査に関すること 2. 教育情報ネットワークの災害対策及び被害調査に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1. 災害時における民間団体との連絡調整に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の指定避難所開設に関すること 4. 図書館資料等被害調査に関すること 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 6. 人的及び住家等の被害調査に関すること 7. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること

■分掌事務 (12/14)

部名	班名	分掌事務
教育 対策 部	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1. 災害時における民間団体との連絡調整に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 所管施設の指定避難所開設に関する事 4. 図書館資料等被害調査に関する事 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
	保健給食班 班長：保健給食課長	1. 災害時の学校給食に関する事 2. 被災者への炊き出しの計画に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関する事
	文化財班 班長：文化財課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 文化財の災害対策及び被害調査に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 福祉避難所の開設に伴う連絡・調整に関する事 5. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
会計課 対策部	会計班 班長：会計課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事 5. 北地域センター支部の職員派遣に関する事
議会 対策部	議会事務局班 班長：議会事務局総務課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 議員との連絡調整に関する事 4. 議会災害対策連絡会議に関する事 5. 災害情報及び被害状況の把握に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関する事
選管 対策部	選管事務局班 班長：選管事務局次長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関する事
監査 対策部	監査事務局班 班長：監査事務局次長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 赤江地域センター支部への職員派遣に関する事
農委 対策部	農委事務局班 班長：農委事務局次長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事

■分掌事務 (13/14)

部名	班名	分掌事務
消 防 対 策 部	消 防 総 務 班 班長：消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部の庶務に関する事</li> <li>2. 所属部員の招集に関する事</li> <li>3. 消防関係機関の協力要請に関する事</li> <li>4. 消防災害対策の予算に関する事</li> <li>5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事</li> <li>7. 各総合支所・地域センター支部への職員派遣に関する事</li> </ol>
	警 防 班 班長：警防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部内事務の連絡調整に関する事</li> <li>2. 災害応急措置に関する事</li> <li>3. 避難の指示に関する事</li> <li>4. 被災者の救出、救助に関する事</li> <li>5. 防災活動の実施状況の掌握に関する事</li> <li>6. 資材の掌握に関する事</li> <li>7. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関する事</li> <li>8. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関する事</li> </ol>
	予 防 班 班長：予防課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部に属する情報の総括及び報告に関する事</li> <li>2. 災害警戒の広報及び指導に関する事</li> <li>3. 被害状況の調査及び記録に関する事</li> <li>4. 危険物の保安に関する事</li> <li>5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事</li> </ol>
	指 令 班 班長：指令課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象警報の伝達に関する事</li> <li>2. 水防警報の伝達に関する事</li> <li>3. 大淀川洪水予報の伝達に関する事</li> <li>4. 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>5. 災害の出動指令に関する事</li> <li>6. 通信の運用及び確保に関する事</li> </ol>
	北 消 防 署 班 班長：北消防署長  南 消 防 署 班 班長：南消防署長  消 防 団 班 班長：消防団長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管内における警防活動全般に関する事</li> <li>2. 避難の指示及び誘導等に関する事</li> <li>3. 被害状況の収集・伝達・報告等に関する事</li> <li>4. 行方不明者の捜索及び収容に関する事</li> <li>5. 人員機材の輸送に関する事</li> <li>6. 水防倉庫及び水防資機材の確保に関する事</li> <li>7. 応急給水の応援に関する事</li> <li>8. 支部における連絡調整員の配置に関する事</li> <li>9. 支部における消防団員の配置に関する事</li> </ol>

■分掌事務 (14/14)

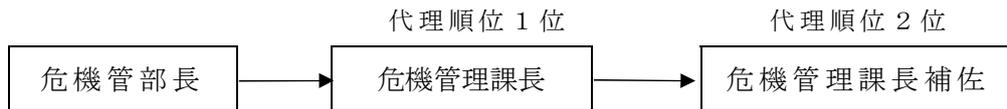
部名	班名	分掌事務	
上下水道 対策部	上下水道総務班 班長：上下水道総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策部の庶務に関すること</li> <li>2. 所属対策部員の招集に関すること</li> <li>3. 対策部内事務及び国・県との連絡調整に関すること</li> <li>4. 報道機関の対応に関すること</li> <li>5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>6. 上下水道対策本部の設置に関すること</li> <li>7. 上下水道災害対策用品の調達・保管に関すること</li> <li>8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること</li> </ol>	
	外部調整班 班長：財務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応援受入れ計画・庶務に関すること</li> <li>2. ボランティア受入の庶務に関すること</li> <li>3. 市民からの問合せ対応に関すること</li> <li>4. 断水広報に関すること</li> <li>5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること</li> </ol>	
	現地広報班 班長：料金課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 断水広報に関すること</li> <li>2. 市民からの問合せ対応に関すること</li> <li>3. 部内他班の応援に関すること</li> </ol>	
	応援窓口班 班長：給排水設備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要施設の状況収集・連絡に関すること</li> <li>2. 応急給水応援隊の現地調整に関すること</li> <li>3. ボランティアの現地調整に関すること</li> </ol>	
	水道部	応急給水班 班長：水道整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること</li> <li>2. 応急給水に関すること</li> <li>3. 水道部の取りまとめに関すること</li> </ol>
		水道管路班 班長：配水管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配水管による給水手段の確保に関すること</li> <li>2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> </ol>
		浄水場班 班長：浄水課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>2. 水質の試験に関すること</li> </ol>
		営業所対策班 班長：営業所工務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>2. 部内他班の応援に関すること</li> </ol>
	下水道部	下水管路班 班長：下水道整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道施設の被害状況収集に関すること</li> <li>2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>3. 下水道部の取りまとめに関すること</li> </ol>
		下水処理場班 班長：下水道施設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> </ol>

#### (4) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

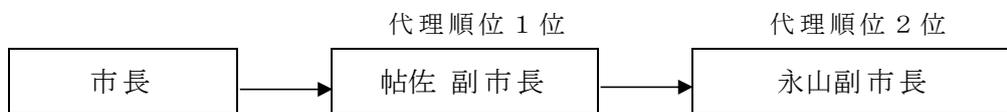
市は、市警戒本部及び市災対本部の設置後、災害応急活動に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

##### ■市警戒本部の場合



##### ■市災害対策本部の場合



### 3. 本部設置時の措置

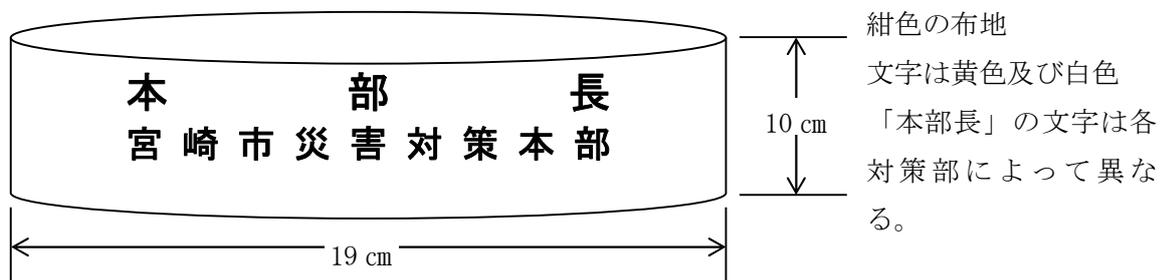
本部が設置されたときは、次の措置を行う。

(1) 対策本部の標識等市庁舎災対本部室前に「宮崎市災害対策本部」、支部玄関に「宮崎市災害対策本部〇〇支部」、現地災対本部前に「宮崎市現地災害対策本部」の標識を掲げる。

(2) 帽子、腕章

本部員は、防災服又は作業着、帽子、腕章を着用する。

##### ■職員の腕章



### 4. 市災対本部機能の代替

あらかじめ定められた職員は、激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を実施し、緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

## 第2項 職員配備計画

### 1. 配備体制の確立

#### (1) 配備基準等

市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、各本部等の設置基準、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意し、次の基準等に基づき配備体制を確立する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

#### ■ 配備体制

体制	配備区分	基準	活動内容
情報連絡本部	準予備配備	○市内で震度5弱の地震が発生した場合 ○県内（市内を除く）で、震度6弱以上の地震が発生した場合 ○危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達 ○災害時の応援準備
	予備配備	○市内で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ○市内で震度3以上の地震が多発している場合 ○危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達 ○市災对本部の設置に備えた連絡体制の確立
災害警戒本部	警戒配備	○市内で震度5強の地震が発生し、被害が予想される場合 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ○市長又は危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達
災害対策本部	非常配備	○市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○地震によって局地的被害が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ○市長（本部長）が必要と認めた場合	○被害に対する応急活動 ○被災者への救援活動の実施
	特別非常配備	○地震によって、甚大な被害が発生した場合 ○市長（本部長）が必要と認めた場合	○全職員による災害応急活動の実施
○危機管理課職員は、市内で震度4の地震が発生した場合には、参集し情報の収集を図る。 ○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課（沿岸部を管轄する）に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。			

#### (2) 配備体制の決定

配備体制は、次の方法により決定する。なお、夜間・休日の場合は、消防対策部が情報を収集し、本部総括班長に連絡したうえで次の方法により決定する。

■ 配備体制の決定

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準予備配備 又は 予備配備	○危機管理課長 (本部総括班長)	○支部（地域センター）災害対策班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域事務所）地域班長（地域内の状況から必要性を認めた場合は、危機管理課長と協議を行い、当該体制をとることができる）	○ただし、連絡をとるとまがないときは、当該体制をとった後に、危機管理課長（本部総括班長）に事後報告を行う
準警戒配備 又は 警戒配備	○危機管理部長 (本部対策室副室長) 又は危機管理課長（本部総括班長）	○各支部長（地域内の状況から判断し、当該体制を危機管理部長又は危機管理課長に求めることができる）	
非常配備 又は 特別非常配備	○市長 (危機管理部長又は危機管理課長の助言のもと)		○ただし、連絡をとるとまがないときは、危機管理部長又は危機管理課長が判断する

2. 職員の動員

(1) 動員の方法

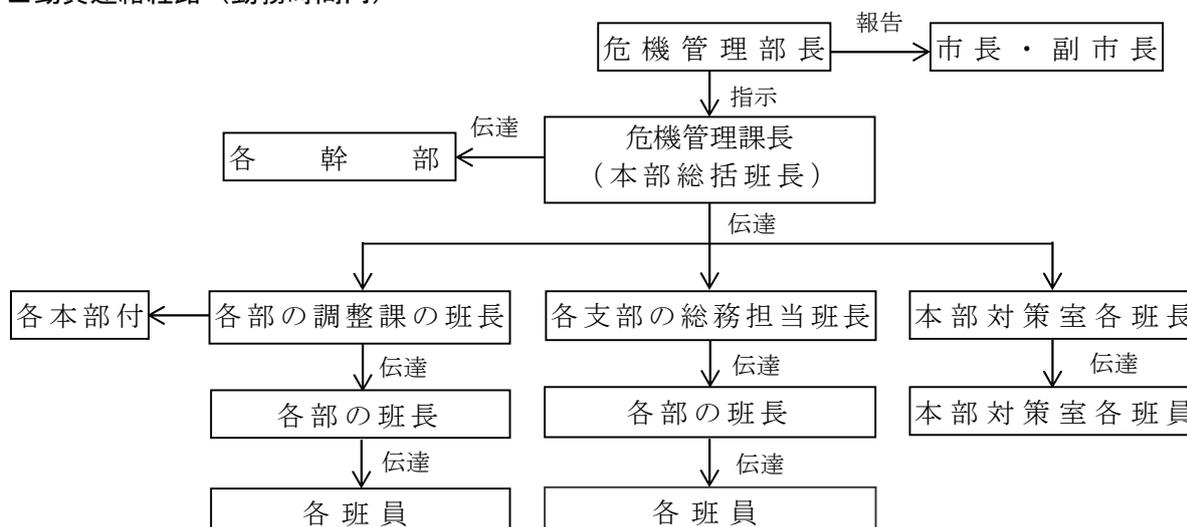
1) 勤務時間内

勤務時間内の動員の方法は次のとおりとする。なお、本部総括班長は、庁内メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■ 動員の流れ（勤務時間内）

- 危機管理部長は、震度情報をもとに危機管理課長（本部総括班長）と協議のうえ、とるべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、各部長及び各調整課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた調整課長は、部内の各課長を通じて各職員へ動員・配備を指示する。

■ 動員連絡経路（勤務時間内）



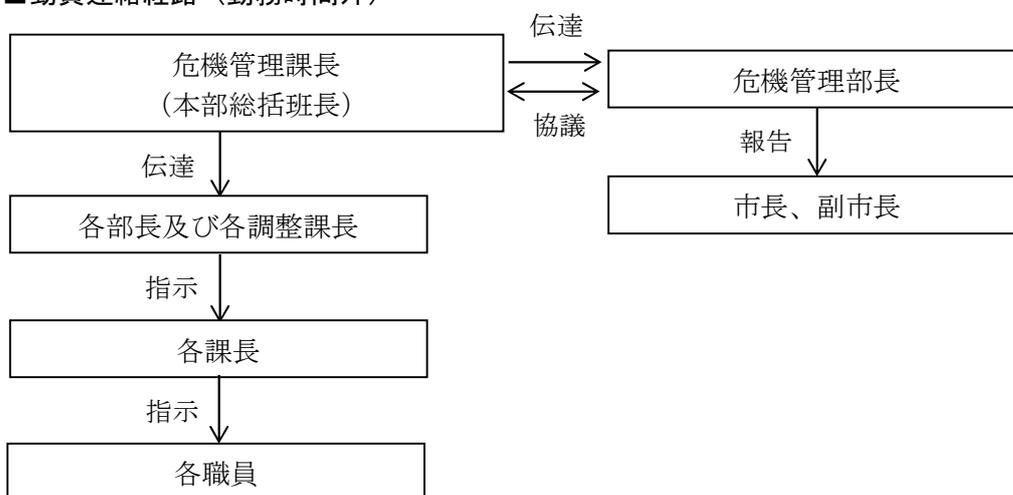
2) 勤務時間外（夜間及び休日）

勤務時間外（夜間及び休日）の動員の方法は次のとおりとする。なお、各部は、休日・夜間の連絡方法をあらかじめ決めておく。

■動員の流れ（勤務時間外）

- 震度の連絡を受けた危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長へ情報伝達し、危機管理部長は、情報をもとに危機管理課長（本部総括班長）と協議のうえ、とるべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、各部長及び各調整課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた調整課長は、部内の各課長を通じて各職員へ動員・配備を指示する。

■動員連絡経路（勤務時間外）



(2) 自主参集基準

1) 自主参集の基準

職員は、夜間・休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす地震災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、原則、配備体制の命令を待たずに、自らの判断で各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

2) 自主参集の場所

職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。ただし、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設に自主参集し、当該施設の所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(3) 職員配備報告

各班は、所定様式の「職員配備記録簿」に職員配備状況をまとめ、本部総務班に提出する。人事班は、「職員動員記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

(4) 各部等への職員配備

市災対本部の各部長等は、災害対策活動にあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部総括班長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合

は、事後に提出することができる。

なお、災害対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部総括班長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

(5) 動員人員

- 1) 配備体制別の動員人員は、「災害時配備職員名簿」に示すとおりである。ただし、各班長は部長及び本部総括班長と協議し、災害の種別、規模等に応じて動員人員を増減することができる。
- 2) 各班では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制要員表を作成しておく。

(6) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

(7) 職員安否確認

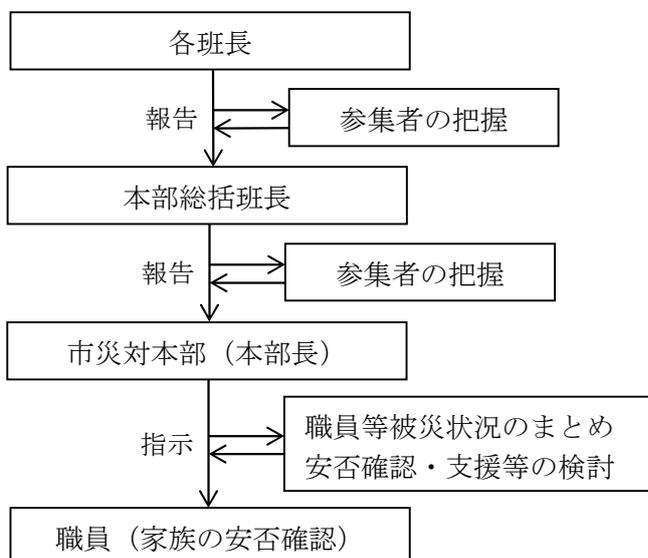
1) 勤務時間内

- ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
- イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
- ウ 特に、被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
- エ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2) 勤務時間外

- ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
- イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
- ウ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

■職員安否確認の流れ



\* 勤務時間内の場合

### 3. 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

#### ■職員の服務基準

- 災害対応業務は、すべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

## 第3項 地震時の初動体制・活動

勤務時間外（夜間・休日）に地震が発生した場合は、全職員が動員されるまでに時間を要し、迅速に本部の体制を確立することは困難である。そこで、次のように所掌事務を定め、各部署単位で優先順位の高いものから対応する。

### 1. 指揮・命令系統

指揮命令系統は、次のとおりとする。

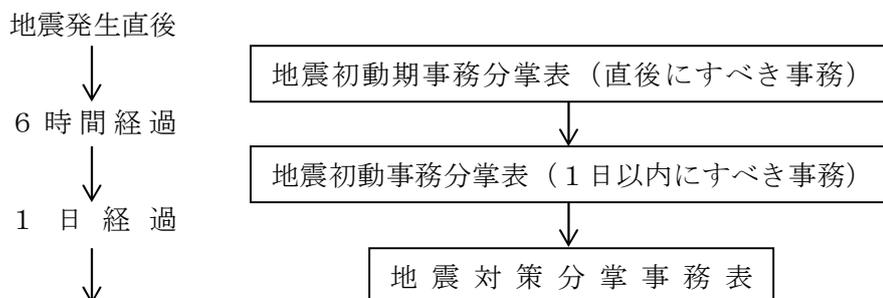
#### ■指揮命令系統

勤務時間内	部長又は班長（通常の指揮系統）
勤務時間外	本部総括班又は各部署内上位者

### 2. 初動活動

各部署は、地震発生直後から1日程度は「地震初動期事務分掌表」に基づき、直後～6時間にすべき事務分掌、6時間～1日以内にすべき事務分掌の2段階で行う。参集職員が十分な数になった時点で、「地震対策分掌事務表」に移行する。これらの切り替えは、各部署長の判断で行う。

#### ■初動対応の流れ



■地震初動期事務分掌表（1/2）

部名	直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌	
本部 対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災对本部の設置に関する事</li> <li>2. 市内の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 県、その他の防災関係機関からの地震情報・津波情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>4. 本部各部、各支部との連絡調整に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自衛隊の受入れ準備に関する事</li> </ol>	
支部	総合支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>2. 担当地区の被害調査に関する事</li> <li>3. 本部対策室との連絡調整に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>
	地域センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>2. 担当地区の被害調査に関する事</li> <li>3. 本部対策室との連絡調整に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>
	地域事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>2. 担当地区の被害調査に関する事</li> <li>3. 本部対策室との連絡調整に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>
対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部対策室との連絡調整に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民への広報活動に関する事</li> <li>2. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>3. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>	
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要書類の保管・搬出に関する事</li> <li>2. 庁舎内の被害調査及び応急措置に関する事</li> <li>3. 担当地区の被害調査に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員への給食に関する事</li> <li>2. 車両の確保に関する事</li> <li>3. 燃料の確保に関する事</li> <li>4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>5. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>	
対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の被害調査に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>2. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>	
地域策振部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>2. 担当地区の被害調査に関する事</li> <li>3. 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急食糧の確保、炊き出し用燃料資機材の確保に関する事</li> <li>2. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> </ol>	
環境対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事</li> <li>2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事</li> <li>3. 担当地区の被害調査に関する事</li> <li>4. 要配慮者の対応に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遺体の処理、安置に関する事</li> <li>2. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事</li> <li>3. 要配慮者の対応に関する事</li> <li>4. 災害廃棄物の収集運搬や仮置場など災害廃棄物処理実行計画に関する事</li> </ol>	

■地震初動期事務分掌表 (2/2)

部名	直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
子ども未来対策部 健康福祉管理対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所・幼稚園の避難及び応急措置に関すること</li> <li>2. 担当地区の被害調査に関すること</li> <li>3. 医師会・医療機関への連絡に関すること</li> <li>4. 救護所開設に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活必需品等の確保に関すること</li> <li>2. 救援物資の受入れ準備に関すること</li> <li>3. 医薬品・資機材の確保に関すること</li> <li>4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること</li> <li>5. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること</li> <li>6. 救護所における救護活動及び救護活動に係る医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>7. 要配慮者支援に関すること</li> </ol>
農政対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾施設、船舶等に対する津波からの避難連絡に関すること</li> <li>2. 貯木場への津波避難の連絡に関すること</li> <li>3. 港湾施設等の被害調査に関すること</li> <li>4. 農業用施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> <li>5. 農林水産業施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> <li>6. 応急食糧の調達に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾施設等の被害調査に関すること</li> <li>2. 海上輸送の準備に関すること</li> </ol>
対策部 観光商工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観光施設等の被害調査に関すること</li> <li>2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> </ol>	
対策部 建設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 堤防、河川、樋門、水門、潜水、橋等土木施設の点検に関すること</li> <li>2. 交通規制に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急輸送道路の確保に関すること</li> </ol>
都市整備対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一時避難場所となる公園の点検に関すること</li> <li>2. 一時避難場所となる公園の確保に関すること</li> <li>3. 被災建物の危険度判定に関すること</li> <li>4. 宅地被害調査に関すること</li> <li>5. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること</li> <li>2. 被災建築物の災害対策・指導に関すること</li> <li>3. 被災建物の危険度判定に関すること</li> <li>4. 宅地被害調査に関すること</li> </ol>
対策部 教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童・生徒の避難誘導に関すること</li> <li>2. 担当地区の被害調査に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること</li> <li>2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること</li> <li>3. 緊急物資の受入れ準備に関すること</li> </ol>
対策部 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要書類の保管・搬出に関すること</li> <li>2. 本部対策室との連絡調整に関すること</li> <li>3. 議会災害対策連絡会議に関すること</li> <li>4. 各部の応援に関すること</li> </ol>	
対策部 消防	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防計画による</li> </ol>	
対策部 上下水道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> <li>2. 下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急給水に関すること</li> <li>2. 給水用資機材の確保に関すること</li> <li>3. 工業用水道施設の被害調査及び応急措置に関すること</li> </ol>

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
<b>第1項 災害情報の収集・伝達</b> 1. 地震情報 2. 地震情報の伝達 3. 職員参集時の災害情報の収集・伝達	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 電話受付班 <input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 都市整備対策部 <input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
<b>第2項 被害状況の調査・伝達</b>	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
<b>第3項 被害情報の報告</b>	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 各班
<b>第4項 通信手段の確保</b>	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

### 第1項 災害情報の収集・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第1節 第1項気象情報等の収集・伝達】、【風水害対策編 第3章 第4節 第1項災害情報の収集・伝達】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の対策を講じる。

#### 1. 地震情報

##### (1) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

##### ■緊急地震速報

- 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。
- 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

##### (2) 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報等の種類及び発表基準

地震情報 の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時（遠地震による発表時除く）</li> <li>・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</li> </ul>
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時</li> <li>・（担当地域で）震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</li> </ul>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎月初旬）</li> </ul>	の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

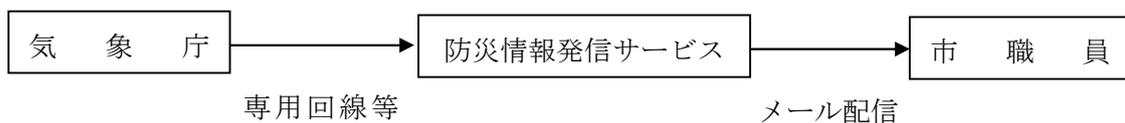
解説資料等の種類	発表基準	内容
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

## 2. 地震情報の伝達

### (1) 防災情報発信サービスによる伝達

地震情報は、防災情報発信サービスを利用し、職員及び関係機関に自動的に伝達する。

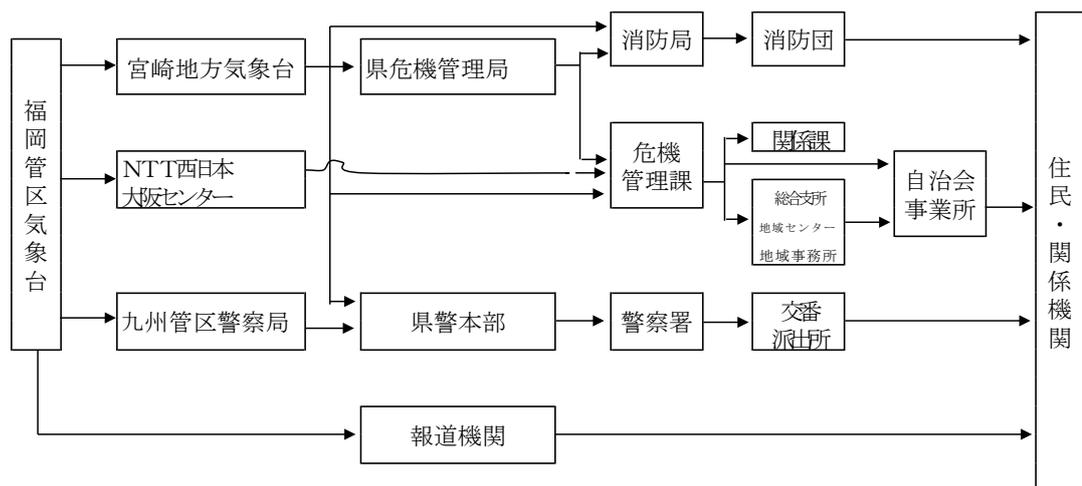
#### ■職員参集の伝達経路



### (2) 有線による伝達

地震・津波情報は、衛星通信による伝達以外に、次の経路にて市職員、関係機関、住民に伝達する。

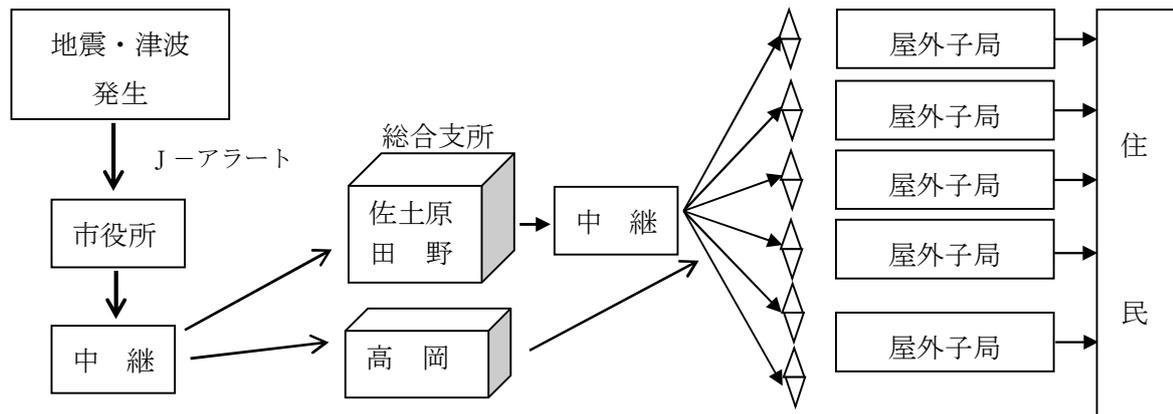
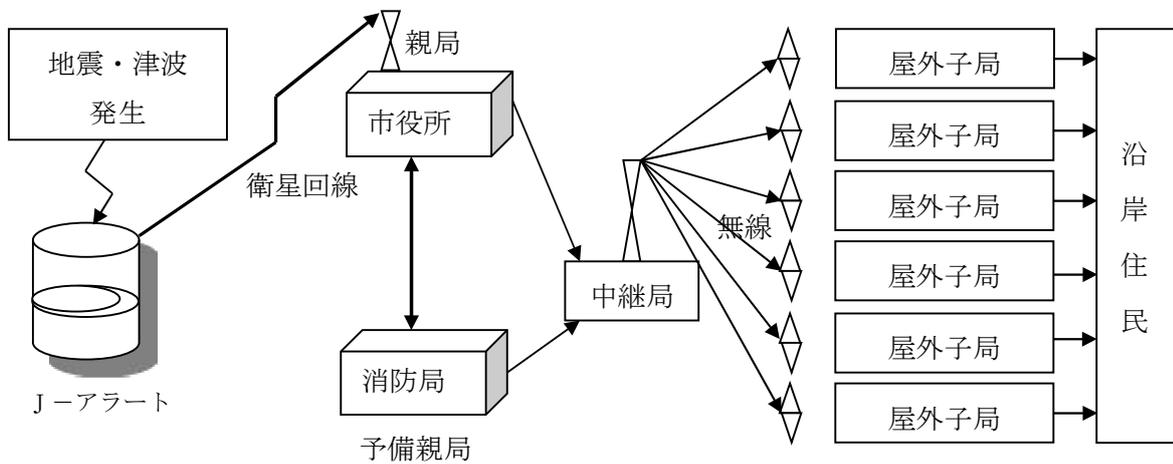
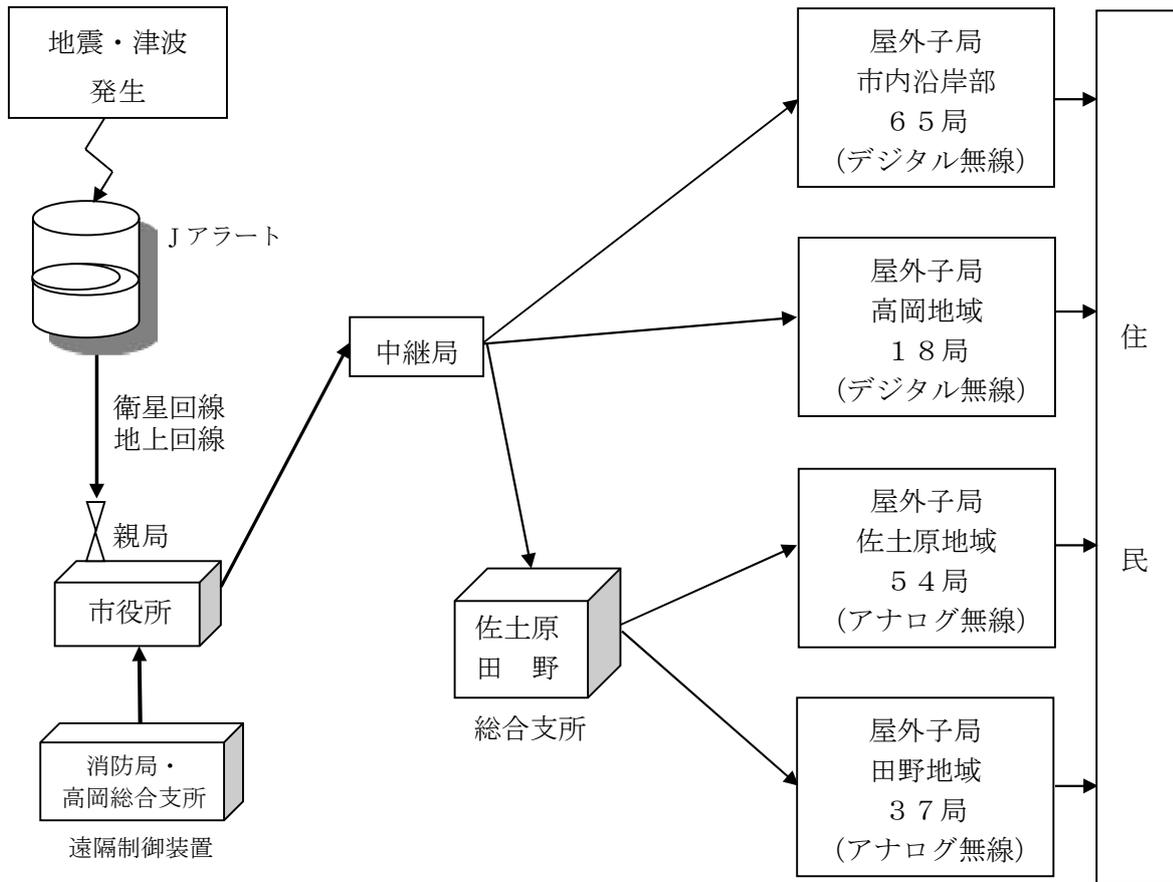
#### ■有線による情報伝達経路



### (3) 宮崎市同報系防災行政無線による伝達

大きな揺れの地震を感じた場合は、海岸線付近の住民等に対し、宮崎市同報系防災行政無線システム（J-アラート連動）により津波情報や避難指示を電子サイレンと音声により即時伝達する。

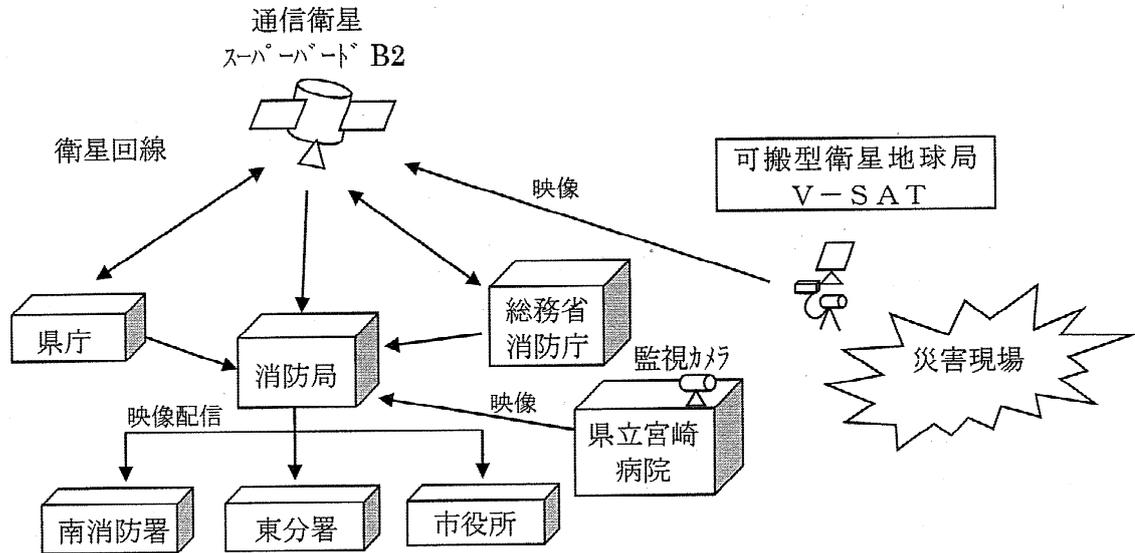
■宮崎市同報系防災行政無線による伝達経路



#### (4) 画像伝送システムによる伝達

有線回線・衛星通信による消防庁及び他都市等への応援要請の他に、映像を送信し被害状況を伝達する。

##### ■宮崎市画像伝送システム映像送信経路



### 3. 職員参集時の災害情報の収集・伝達

本部に参集する職員は、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集途中の状況を所属する班単位に地震被害概況報告書にまとめ、情報分析班又は本部総務班に報告する。

ただし、緊急を要する情報は、直接、本部総括班に報告する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】地震被害概況報告書

## 第2項 被害状況の調査・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第2項被害状況の調査・伝達】を参照する。

## 第3項 被害情報の報告

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第3項被害情報の報告】を参照する。

## 第4項 通信手段の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第4項通信手段の確保】を参照する。

## 第3節 災害広報活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 住民に対する広報活動 1. 広報活動の内容	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班
第2項 報道機関に対する広報要請	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班

### 第1項 住民に対する広報活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第1項住民に対する広報活動】を参照する。  
ただし、地震災害を考慮し、次の対策を講じる。

#### 1. 広報活動の内容

本部対策室は、地震が発生して被害が予測される場合は、報道機関、同報系防災行政無線及び各班の広報車等を活用し、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、広報の内容は、聞き取り間違いのない適切な広報となるよう簡潔明瞭な文章を用意し、繰返し実施する。

#### ■ 広報活動の内容

区分	広報活動	
地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止、余震に対する注意喚起</li> <li>○避難に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の指示</li> <li>・避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知</li> <li>・電話の自粛</li> </ul> </li> </ul>	
その後の 広報活動	災害対策活動	○市の災害対策活動の体制（本部の設置など）
	地震情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震源の位置、震度</li> <li>○市域の被害状況</li> <li>○ライフライン、道路、鉄道等の被害状況</li> </ul>
	民心安定の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デマ情報に対する注意</li> <li>○2次災害防止に関する注意</li> </ul>
	被災者に対する広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所、指定避難所の開設状況</li> <li>○医療救護、衛生知識の周知</li> <li>○給水、給食等の実施状況</li> <li>○通信、交通機関等の復旧、運行状況</li> <li>○ライフライン施設の復旧状況</li> <li>○その他</li> </ul>

### 第2項 報道機関に対する広報要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第2項報道機関に対する広報要請】を参照する。

## 第4節 応援要請・受入れ

### 【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 他市町村への応援の実施	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第4項 協定に基づく応援派遣要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

### 第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保】を参照する。

### 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第2項県・市町村間等の応援要請・受入れ】を参照する。

### 第3項 他市町村への応援の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第3項他市町村への応援の実施】を参照する。

### 第4項 協定に基づく応援派遣要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第4項協定に基づく応援派遣要請】を参照する。

### ■ 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請】を参照する。

### ■ 第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第6項防災救急ヘリコプターの応援要請】を参照する。

### ■ 第7項 緊急消防援助隊等の応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第7項緊急消防援助隊等の応援要請】を参照する。

## 第5節 避難収容活動

### 【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 避難に関する情報の伝達	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班
第2項 警戒区域の設定	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 避難誘導の実施	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 管財班
第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）避難対策班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班
第5項 要配慮者への配慮	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 子ども家庭支援班 <input type="checkbox"/> 親子保健班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）避難対策班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 国際政策班 <input type="checkbox"/> 施設管理者

### 第1項 避難に関する情報の伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第1項避難に関する情報の伝達】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、避難指示の基準は次のとおりとする。

#### ■地震の場合の発令基準

区分	判断基準	伝達内容
避難指示	<input type="checkbox"/> 地震予知の情報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき <input type="checkbox"/> 地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき <input type="checkbox"/> 余震により、建物等の倒壊の危険があるとき <input type="checkbox"/> その他人命保護上、避難を要すると認められるとき	<input type="checkbox"/> 発令者 <input type="checkbox"/> 避難すべき理由 <input type="checkbox"/> 危険地域 <input type="checkbox"/> 指定避難所 <input type="checkbox"/> 必要に応じて避難経路 <input type="checkbox"/> 避難後の当局の指示連絡等 <input type="checkbox"/> その他事項

### 第2項 警戒区域の設定

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第2項警戒区域の設定】を参照する。

### 第3項 避難誘導の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第3項避難誘導の実施】を参照する。

### 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】を参照する。

### 第5項 要配慮者への配慮

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第5項要配慮者への配慮】を参照する。

## 第6節 救助・救急及び消火活動

### 【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 救助・救急活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 消防計画	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班

### 第1項 救助・救急活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第1項救助・救急活動】を参照する。  
ただし、地震災害を考慮し、救助・救急活動に当たっては次の点に万全を期す。

#### ■救助・救急活動の対象・方法

区分	救助・救急活動
対象	○建物の倒壊によって下敷きとなった人      ○津波によって流された人 ○エレベーターに閉じ込められた人      ○崖崩れ等により生埋めとなった人
方法	○消防対策部は、本部、医師会と連携し、効率的かつ組織的な活動を行う。 ○負傷者の救急救助活動を最優先とする。 ○現場では、警察署、消防団、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救助にあたる。 ○同時に救急救助事案が発生し、すべての救急救助活動を併行して行うことができない場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。 ○自主防災組織、地域まちづくり推進委員会、自治会、事業所の協力を求める。

### 第2項 消防計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第2項消防計画】を参照する。  
ただし、地震災害を考慮し、消防活動に当たっては次の点に留意し、万全を期す。

#### ■消防活動に当たっての留意点

区分	消防活動上の留意点
消防水利の確保	○地震時は水道管等の破壊によって消火栓からの水利が得られないおそれがあるため、次の水利を確保する。 ・防火水槽      ・河川、用水路、排水路、海 ・学校等のプール
延焼火災の鎮圧	○風向、市街地の建物分布等を考慮し、最も効率的な消防力の投入を検討する。 ○延焼により地区住民に危険が及ぶおそれがある場合は、安全な方向への避難を呼びかける。 ○延焼の進展に対し、十分な消防力を有しないと判断された場合は、大火防ぎよ線からの延焼阻止に全力を注ぐ。
通電火災の防止	○電力の復旧に伴い、スイッチが入っていた電気器具や破壊された電気器具から発火する可能性があるため、避難するときには電気器具等を点検するよう広報する。

## 第7節 医療救護活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 医療体制	<input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 親子保健班
第2項 搬送体制の確保	<input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 医療情報の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 保健医療班
第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	<input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

### 第1項 医療体制

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第1項医療体制】を参照する。

### 第2項 搬送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第2項搬送体制の確保】を参照する。

### 第3項 医療情報の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第3項医療情報の確保】を参照する。

### 第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第4項集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策】を参照する。

## 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 交通規制の実施	<input type="checkbox"/> 道路維持班
第2項 緊急輸送道路の確保	<input type="checkbox"/> 道路維持班
第3項 緊急輸送	<input type="checkbox"/> 各班
第4項 車両等の確保	<input type="checkbox"/> 輸送班
第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> スポーツランド推進班
第6項 鉄道輸送	<input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 企画政策班
第7項 海上輸送	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 企画政策班

### 第1項 交通規制の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第1項交通規制の実施】を参照する。

### 第2項 緊急輸送道路の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第2項緊急輸送道路の確保】を参照する。

### 第3項 緊急輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第3項緊急輸送】を参照する。

### 第4項 車両等の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第4項車両等の確保】を参照する。

### 第5項 航空輸送・ヘリポートの開設

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第5項航空輸送・ヘリポートの開設】を参照する。

## 第6項 鉄道輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第6項鉄道輸送】を参照する。

## 第7項 海上輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第7項海上輸送】を参照する。

## 第9節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
<b>第1項 食糧供給計画</b> 1. 対象者 2. 調達量の把握 3. 調達・供給計画 4. 応急配給の方法 5. 食糧の受入れ、配給のための拠点施設の確保	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 市場班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 保健給食班
<b>第2項 給水計画</b> 1. 飲料水等の確保 2. 給水計画 3. 給水の準備 4. 応急給水の実施	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 本部総括班
<b>第3項 生活必需品等供給対策</b> 1. 需要の把握・配給計画 2. 生活必需品の調達及び配給	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班

### 第1項 食糧供給計画

#### 1. 対象者

食糧等の給与の対象者は、次のとおりである。

#### ■食糧等の給与対象者

- 避難指示等に基づき指定避難所に收容された人
- 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない人 注1)
- 災害応急対策活動従事者 注1)
- 米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった人 注2)

注1) これらの人は、救助法の実費弁償の対象外である。

注2) 県知事の指定が必要である。

#### 2. 調達量の把握

本部避難対策班は、避難所配備職員からの報告により、応急食糧の必要数の把握を行う。また、必要数等を元に食糧配給計画をたて、市民班及び市場班に食糧の確保を指示する。

#### 3. 調達・供給計画

##### (1) 緊急食糧の配布

本部避難対策班は、避難直後で食糧等が確保できないときは、必要数を把握し、備蓄倉庫から備蓄食糧を取り出し、緊急的に備蓄食糧を配布する。

輸送班は、備蓄食糧の輸送を行う。

**(2) 応急食糧の給与・内容**

本部避難対策班は、応急食糧として、緊急的に備蓄食糧を給与する。協定先等から食糧を確保でき次第、主食としてパン、弁当類を給与する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】副食品の調達先

**(3) 食糧等の確保**

## 1) 「災害時における物資の供給に関する協定」による食糧の確保

本部避難対策班、本部総括班は、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結した業者及び組合などに物資の供給応援要請を行い、食糧等を確保する。

## 2) 市単独での食糧の確保

本部避難対策班、市民班及び市場班は、食糧調達業者等に協力を要請し、食糧等を確保する。

## 3) 県への食糧供給申請

市民班は、救助法が適用された場合等食糧確保に重大な支障を生じた場合は、県に食糧の売却を申請する。応急食糧の売却は「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき実施する。

なお、交通通信が途絶し、災害地が孤立した場合は、直接、宮崎農政事務所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、要請することができる。

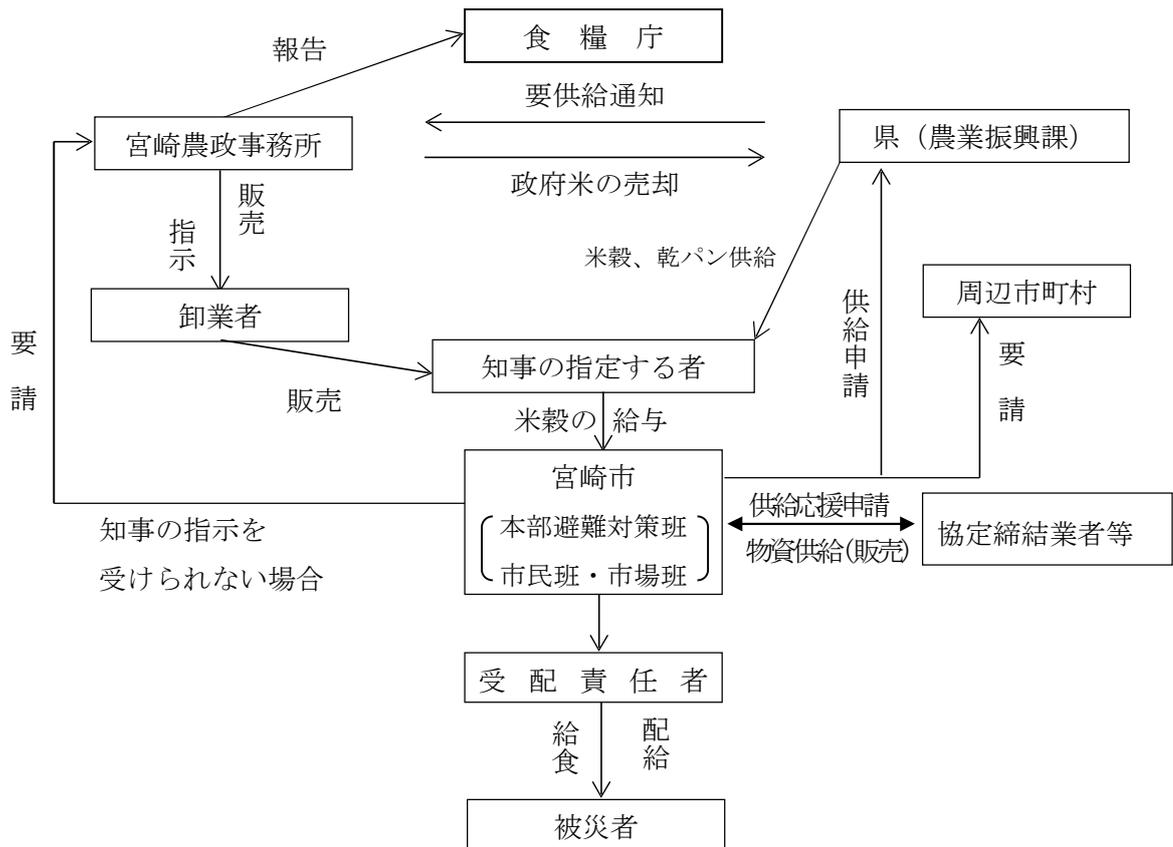
**■米穀の調達先**

施設名	所在地	電話番号	収容力(ト)
宮崎県農協花ヶ島倉庫	宮崎市花ヶ島町大原2331	24-4774	1,980
宮崎県農協津和田倉庫	// 大字本郷北方438-2-2	56-7275	1,641
宮崎中央倉庫	// 高洲町4-8	23-4211	8,937
日本通運(株)昭栄町倉庫	// 昭栄町88-1	22-7255	3,530

**(4) 米穀・乾パン等食糧の調達、供給経路**

本部長は、農政事務所ほか知事からの通知に基づき知事の指定するものから給与を受ける。(使用食糧の備蓄は、第2章第16節第2項の「食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備」に定めるところによる。)

■災害時における供給経路



4. 応急配給の方法

(1) 食糧の保管

調達した食糧等は、被災の状況に応じて指定した体育館等に保管する。各施設管理者は、業者等によって輸送された食糧の受入れを行う。

(2) 食糧の輸送

調達した食糧の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、輸送班の輸送計画に基づいて実施する。

(3) 食品の配給

避難所配備職員は、指定避難所において避難所の責任者に食糧を手渡す。避難所の責任者は、部屋の責任者の協力により配給する。

なお、乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給与するとともに、食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

■配給品目及び数量

- 給与品目は、米穀又はその加工品副食品等被災者が直ちに食することができる現物による。
- 給与数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、救助法適用の枠内とする。
- 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
- 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）

(4) 炊き出しの実施

本部避難対策班は、保健給食班と協力して炊き出し計画を作成し、各支部と連携し、炊き出しを実施する。炊き出しの場所の選定や実施方法に当たっては、小中学校PTA及び自治会等と協議し、協力を依頼する。

また、必要と認める場合は、学校給食施設又は給食センター等の設備や備品を活用する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】炊き出し予定施設及び器材等の整備状況

■炊き出しの期間及び注意点

期 間	○風水害・その他の災害は市長が必要と認める期間 ○救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり）
注意点	○災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。

5. 食糧の受入れ、配給のための拠点施設の確保

市は、災害が発生した場合、調達又は援助された食糧の受入れ（集積）、仕分け、配給を行うため、指定避難所等との調整を行い、市が管理する体育館等の施設を開設する。

第2項 給水計画

上下水道対策部は、災害が発生し、水道施設の損壊等により、飲料水、その他生活に必要な水（以下、「飲料水等」という。）の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。

1. 飲料水等の確保

上下水道対策部及び環境指導班は、次の方法で浄水等を確保する。

■浄水等の確保

区分	確保方法
浄水の確保	○配水池の緊急遮断弁等により、水の流出防止を図る。 ○近隣水道事業者からの提供を受ける。
その他の水の活用	○水の確保を補完する目的で登録した災害時協力井戸の井戸水を活用する。

2. 給水計画

(1) 需要の把握

上下水道対策部は、情報分析班と連携し、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。

(2) 給水計画の立案

上下水道対策部は、給水計画を立案し、本部に報告する。

■給水計画の内容

- 給水対象地域・給水場所
- 給水量・給水時間
- 給水方法
- 人員配置
- 必要資機材の調達・管理
- 給水の広報の方法・内容
- 応援要請の内容（必要な場合）

(3) 重要施設の優先的な応急復旧

人工透析等、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うよう努める。

3. 給水の準備

(1) 給水地点の設定・広報

給水地点は、避難場所又は被災地周辺の便利の良い場所に設定する。広報班は、上下水道対策部の要請を受け、給水時間・給水地点等を関係地域住民に広報する。

(2) 給水用資機材の確保

本部総括班は、給水車等が不足する場合は、消防対策部、自衛隊等に協力を要請する。特に医療機関、救護所等で緊急に必要な場合は、ヘリコプターで空輸する。

また、非常用飲料水等の給水容器が備蓄器材で不足する場合は、業者から調達し、一般車両を用いて運搬する。

4. 応急給水の実施

(1) 応急給水

上下水道対策部は、段階別に次の応急給水量を目標として給水を行う。応急給水の方法は、「運搬給水」と「仮設給水栓給水」とする。

■段階別応急給水量の目標

段階	応急給水量			
1	発災後	3日間	1人1日あたり	3 リットル
2	発災後	4日～10日	〃	20 リットル
3	発災後	11日～21日	〃	100 リットル
4	復興期	22日～	〃	250 リットル

■応急給水の方法

区分	給水方法
運搬給水	配水池等で確保した飲料水をあらかじめ指定した拠点給水ポイント及び避難所等へ給水車等で運搬する給水
仮設給水栓給水	通水可能な配水管の消火栓上に適宜仮設給水栓を設置した給水

**(2) 特別給水**

上下水道対策部は、主として市災対本部が指定する避難所等への給水（普通給水）のほか、上下水道対策部の判断による病院や救護施設への特別給水を行う。

なお、病院・救護施設等への給水は、医療活動に支障のないよう連絡を密にして実施する。

**第3項 生活必需品等供給対策****1. 需要の把握・配給計画**

本部避難対策班は、避難所配備職員等からの報告に基づき、生活必需品の必要数の把握を行い、配給計画を作成する。

生活必需品等の給貸与対象者は、災害により生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

**■生活必需品等の給貸与対象者**

- 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

**2. 生活必需品の調達及び配給****(1) 生活必需品の内容**

生活必需品の内容は、次のとおりとする。

**■生活必需品の内容**

区分	品目
寝具	毛布等
日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
様々なサイズの衣料品	作業着、下着、靴下、運動靴等
炊事用品	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
補装具類	車椅子、松葉杖、補聴器、白杖、ストマ装具等
女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資	生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用、品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等
その他	ビニールシート等

**(2) 生活必需品の調達**

## 1) 「災害時における物資の供給に関する協定」による生活必需品の確保

本部避難対策班、本部総括班は、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結した

業者及び組合などに、物資の供給応援要請を行い、生活必需品を確保する。

2) 上記以外による確保

本部避難対策班は、生活必需品調達業者に協力を要請し物資を調達する。市の調達量に不足が生じたとき又は調達が困難なときは、県に備蓄物資の融通等を要請する。

なお、義援品については、整理を図り、これを活用する。

(3) 生活必需品の供給活動の実施

1) 生活必需品の保管

調達した生活必需品等は、被災の状況に応じて指定した体育館等に保管する。各施設管理者は、業者等によって輸送された物資の受入れを行う。

2) 生活必需品の輸送

調達した生活必需品の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、輸送班の配車計画に基づいて実施する。

3) 給与（貸与）基準

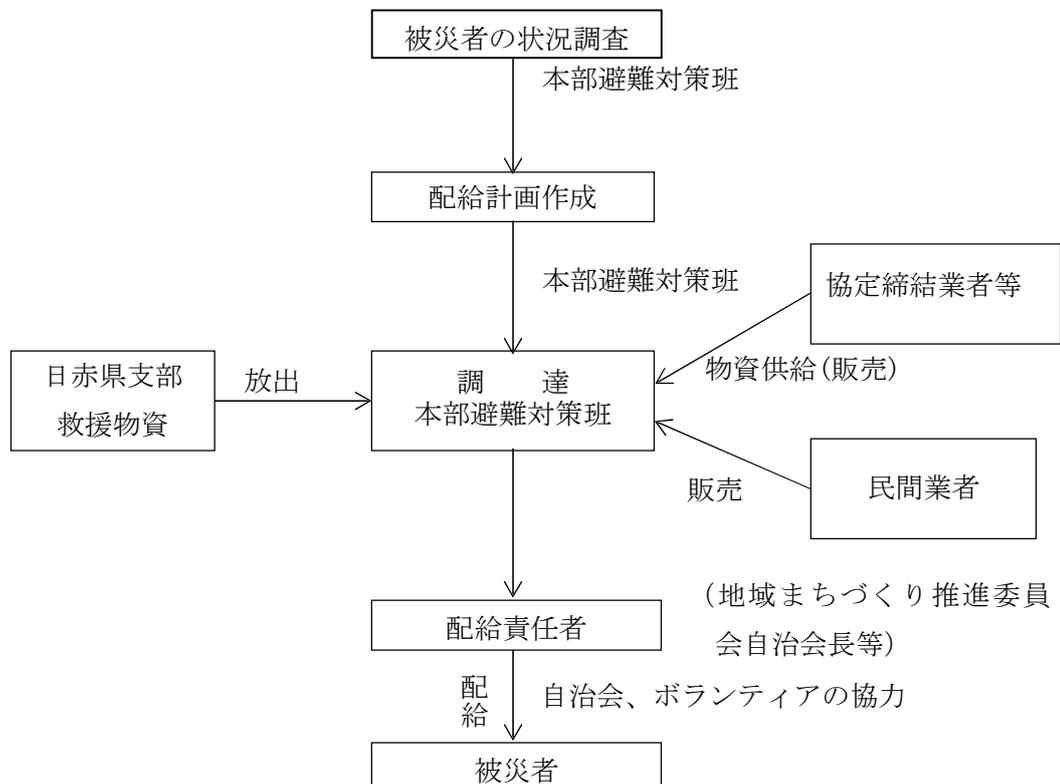
生活必需品の給与（貸与）基準は、救助法の範囲内で行う。

4) 配給方法

本部避難対策班は、配給計画に基づき自治会長等を通じて自治会又はボランティアの協力を得て分配する。

避難所への配給は、食糧の場合と同様とする。その他の住民への配給は、担当班を指名して行う。

■生活必需品等の配給計画



(4) 応援要請

本部長は、必要な生活必需品等が確保できないときは、県及びその他市町村等に応援を要請する。

本部総括班は、本部避難対策班、広報班と連携し、被災状況に応じてどのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、物資を供給する関係機関に対し、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示するよう要請する。

## 第10節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 防疫・保健衛生対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 防疫班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第2項 衛生対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班
第3項 被災動物対策	<input type="checkbox"/> 保健衛生班
第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策 1. 災害廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 環境施設班 <input type="checkbox"/> 環境業務班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第5項 障害物除去対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 道路維持班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） 農林建設班 <input type="checkbox"/> 環境施設班
第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	<input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 建築行政班

### 第1項 防疫・保健衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第1項防疫・保健衛生対策】を参照する。

### 第2項 衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第2項衛生対策】を参照する。

### 第3項 被災動物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第3項被災動物対策】を参照する。

### 第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の対策を講じる。

## 1. 災害廃棄物の処理

### (1) ごみ処理施設等被害状況調査

環境施設班は、ごみ処理施設等の確保及び復旧のため、ごみ処理施設等の被害状況を把握する。

### (2) 家庭（生活）系ごみ及び粗大ごみの収集計画

環境業務班は、避難所を含めた家庭系ごみ及び粗大ごみの収集計画を策定し、市民に対して「ごみの出し方」について広報を行う。

### (3) がれき等の処理、処分計画

環境政策班は、建築物等の倒壊等に伴い発生した大量のがれき・廃木材について、分別、中間処理及び最終処分に係る計画策定を行い、処理のために必要となる場所、施設（破碎・選別施設・焼却施設・最終処分場）等を確保する。

また、処理、処分に当たっては、環境に配慮する。

#### ■がれき等の処理、処分

- 倒壊家屋等の状況を把握し、がれき等の発生量の推計を行う。
- がれき等が大量に発生した場合は、河川、公園、港湾管理者その他未利用空地の管理者等と協議して、仮置場の確保に努める。
- 災害廃棄物の処理、処分について、本市の人員、処理施設等では対応が困難なときは、協定等に基づき他市町村や廃棄物関係団体に応援を要請する。

#### ■環境への配慮事項

区分	配慮事項
災害廃棄物の資源化、減量化	建築物等の解体現場における分別や仮置場における破碎、分別を推進し、可能な限り災害廃棄物の資源化を図り、最終処分量の減量に努める。
環境汚染対策	廃棄物の処理過程における粉塵、アスベスト等の飛散防止、騒音・振動等の環境対策に配慮する。
適正処理対策	混乱に乗じた不法投棄や野外焼却等の不適正な処理が行われないよう、市民や事業者に対する広報、啓発活動を行う。

## 第5項 障害物除去対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第5項障害物除去対策】を参照する。

## 第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第6項被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策】を参照する。

## 第11節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 行方不明者の搜索	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティー班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 環境政策班
第2項 遺体收容所の開設と運営	<input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部
第3項 遺体の火葬・埋葬	<input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民班

### 第1項 行方不明者の搜索

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第1項行方不明者の搜索】を参照する。

### 第2項 遺体收容所の開設と運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第2項遺体收容所の開設と運営】を参照する。

### 第3項 遺体の火葬・埋葬

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第3項遺体の火葬・埋葬】を参照する。

## 第12節 応急住宅対策

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
<b>第1項 被災建築物等の危険度判定</b> 1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査 2. 応急・復旧措置	<input type="checkbox"/> 建築行政班 <input type="checkbox"/> 開発審査班
<b>第2項 住宅の応急修理</b>	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 公共建築班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部
<b>第3項 応急仮設住宅の建設</b>	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 公共建築班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ班
<b>第4項 公的住宅等の空き家の活用</b>	<input type="checkbox"/> 住宅班
<b>第5項 広域避難及び広域一時滞在</b>	<input type="checkbox"/> 本部総括班

### 第1項 被災建築物等の危険度判定

災害により被災した建築物及び宅地について、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。また、県に対し、危険度判定士による判定を要請する。

#### 1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査

##### (1) 調査の実施

建築行政班、開発審査班は、災害発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、応急危険度判定士等の協力を得て、早期に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

##### (2) 危険度判定（建築物）

建築行政班は、被災建築物の応急危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを建物の入口などの認識しやすい場所に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。また、避難所の応急危険度判定を建築関係団体と協力し実施する。

#### ■被災建築物応急危険度判定

区分	判定（3段階）
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済	この建築物の被災程度は小さいと考えられます。

##### (3) 危険度判定（宅地）

開発審査班は、被災宅地の危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを見やすい場所に表示するとともに関係者へ安全指導を行う。

### ■被災宅地危険度判定

区分	判定（3段階）
危険宅地	この宅地に入ることは危険です。
要注意宅地	この宅地に入る場合は十分に注意してください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

## 2. 応急・復旧措置

建築行政班は、倒壊及び外壁等の脱落のおそれがある公共建築物等については、二次災害を防止するため必要な応急措置を行う。必要に応じて、被災建築物の復旧を関係機関の協力を得て行う。

### ■ 第2項 住宅の応急修理

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第2項住宅の応急修理】を参照する。

### ■ 第3項 応急仮設住宅の建設

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第3項応急仮設住宅の建設】を参照する。

### ■ 第4項 公的住宅等の空き家の活用

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第4項公的住宅等の空き家の活用】を参照する。

### ■ 第5項 広域避難及び広域一時滞在

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第5項広域避難及び広域一時滞在】を参照する。

## 第13節 社会秩序の維持

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公安警備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 警察署
第2項 帰宅困難者対策	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班

### 第1項 公安警備計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第1項公安警備計画】を参照する。

### 第2項 帰宅困難者対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第2項帰宅困難者対策】を参照する。

## 第14節 被災者のニーズ把握と情報提供

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 健康管理対策部 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 国際政策班 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 安否情報の収集・提供	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 各支部

### 第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第1項被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供】を参照する。

### 第2項 相談窓口の設置

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第2項相談窓口の設置】を参照する。

### 第3項 安否情報の収集・提供

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第3項安否情報の収集・提供】を参照する。

## 第15節 自発的支援の受入れ

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 ボランティア活動の受入れ	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動班 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班
第2項 義援物資・義援金の受入れ	<input type="checkbox"/> 財政班

### 第1項 ボランティア活動の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第1項ボランティア活動の受入れ】を参照する。

### 第2項 義援物資・義援金の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第2項義援物資・義援金の受入れ】を参照する。

## 第16節 公共施設等の応急復旧活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 道路・橋梁	<input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 道路維持班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第2項 河川・内排水施設	<input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第3項 その他の公共施設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第4項 二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 建築行政班 <input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 施設管理者

### 第1項 道路・橋梁

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第1項道路・橋梁】を参照する。

### 第2項 河川・内排水施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第2項河川・内排水施設】を参照する。

### 第3項 その他の公共施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第3項その他の公共施設】を参照する。

### 第4項 二次災害の防止

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第4項二次災害の防止】を参照する。

## 第17節 ライフライン施設の応急復旧活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 上水道施設災害対策	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第2項 下水道施設災害対策	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	<input type="checkbox"/> 宮崎ガス(株) <input type="checkbox"/> 九州電力(株) <input type="checkbox"/> 九州電力送配電(株) <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

### 第1項 上水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第1項上水道施設災害対策】を参照する。

### 第2項 下水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第2項下水道施設災害対策】を参照する。  
ただし、地震災害を考慮し、次の点に留意し、応急対策に万全を期す。

#### ■下水道施設の応急対策

- 地震により下水道施設が被災した場合、上下水道対策部は、次のような応急措置を実施する。
- ・下水処理場及びポンプ場では、有毒ガス・燃料の流出防止のための元弁の閉止、機器の運転停止等を行い、二次災害を未然に防止する。
  - ・管渠上部道路の陥没、亀裂等の被害状況を調査する。
  - ・目視あるいはテレビカメラによるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。
  - ・調査に基づいて、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置をとる。
  - ・下水処理場及びポンプ場では、暫定機能を確保するために弁操作、ポンプによる揚水、消毒等必要な措置を実施する。
  - ・管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

#### ■応急対策施設

対象下水道施設名	応急対策施設名	機能
田野浄化センター	備蓄倉庫	応急対策資機材の保管 災害対応用図面の保管
鶴島中継ポンプ場	備蓄倉庫	下水道施設情報の保管
跡江地区処理施設	備蓄倉庫	応急対策資機材の保管
〃	非常時水処理槽	下流下水道施設被災時の代替水処理施設
下倉永中継ポンプ場	事務所機能付き備蓄倉庫	応急対策資機材の保管

仮屋原地区処理施設	備蓄倉庫	応急対策資機材の保管
〃	緊急汚水貯留槽	下流下水道施設被災時の緊急貯留施設

※上表中の応急対策施設は、風水害等においても利用できるよう機能確保に努める。

### 第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第3項ガス、電力、通信施設の災害対策】を参照する。

## 第18節 二次災害の防止活動

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
<b>第1項 地震水害応急対策</b> 1. 地震時の水防体制の確立 2. 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
<b>第2項 地震土砂災害応急対策</b>	<input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 消防対策部

### 第1項 地震水害応急対策

#### 1. 地震時の水防体制の確立

地震発生後、豪雨等による水害の危険性がある場合、水防計画に基づき所要の体制を確立する。

#### 2. 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策

##### (1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

土木班は、国、県が管理する河川において、地震動に伴い、損壊・亀裂が入るなど、河川構造物に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて適切な対策を講じるよう河川管理者に速やかに要請し、二次災害を防止する。

##### (2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

農村整備班は、地震動に伴いたため池堤防に損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、ため池管理者と協力し被害実態に応じた出水防止措置を講じるとともに、農業用ダム・ため池の点検要領により関係機関へ報告を行う。

##### (3) 河川施設の早期復旧

土木班は、そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設について、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧対策を講じ、被害の拡大防止を図る。

### 第2項 地震土砂災害応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第1節 第5項災害の未然防止対策】を参照する。

## 第19節 文教対策

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 応急教育	<input type="checkbox"/> 教委企画総務班 <input type="checkbox"/> 学校教育班 <input type="checkbox"/> 保健給食班 <input type="checkbox"/> 学校施設班
第2項 応急保育	<input type="checkbox"/> 保育幼稚園班
第3項 文化財応急対策	<input type="checkbox"/> 文化財班

### 第1項 応急教育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第1項応急教育】を参照する。

### 第2項 応急保育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第2項応急保育】を参照する。

### 第3項 文化財応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第3項文化財応急対策】を参照する。

## 第20節 農林水産災害応急対策

### 【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 事前及び事後対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第2項 農業用施設等応急対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第3項 農産物対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第4項 畜産対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第5項 林産物対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第6項 水産対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班

### 第1項 事前及び事後対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第1項事前及び事後対策】を参照する。

### 第2項 農業用施設等応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第2項農業用施設等応急対策】を参照する。

### 第3項 農産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第3項農産物対策】を参照する。

### 第4項 畜産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第4項畜産対策】を参照する。

### 第5項 林産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第5項林産物対策】を参照する。

### 第6項 水産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第6項水産対策】を参照する。

## 第21節 災害救助法の適用

### [施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害救助法の適用	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班
第2項 滅失世帯の算定	<input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 建築行政班
第3項 災害救助法の適用手続き	<input type="checkbox"/> 福祉総務班
第4項 災害救助法による救助の内容等	<input type="checkbox"/> 各班
第5項 救助業務の実施者	<input type="checkbox"/> 各班

### 第1項 災害救助法の適用

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第1項災害救助法の適用】を参照する。

### 第2項 滅失世帯の算定

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第2項滅失世帯の算定】を参照する。

### 第3項 災害救助法の適用手続き

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第3項災害救助法の適用手続き】を参照する。

### 第4項 災害救助法による救助の内容等

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第4項災害救助法による救助の内容等】を参照する。

### 第5項 救助業務の実施者

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第5項救助業務の実施者】を参照する。